

「一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可等の取扱いについて」の細部取扱について

近運自二第 501号

近運自貨第 538号

令和2年 9月11日

近畿運輸局自動車交通部

「一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（令和2年 9月11日付け近運自二公示第19号、近運自貨公示第2号、近運技保公示第2号）の細部取扱は下記による。

記

1. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い

(1) 許可等の審査基準

①営業所、休憩・睡眠施設、車庫について

一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合の事業用自動車（1.において「貨客併用車両」という。）を配置する営業所、休憩・睡眠施設、車庫（以下「営業所等」という。）については、旅客及び貨物の両事業を同一の事業用自動車で行うため、その運行管理等を同時に行えるよう当該タクシー事業の営業所等と同一の営業所等について審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について、貨物自動車運送事業の営業所等として許可等を受ける場合は、別添様式4を例とする書面を添付すること。

③事業用自動車について

貨客併用車両については、事業計画に記載しているものであり、別添様式5により自動車登録番号の報告をおこなったものであること。

④運行管理体制等及び⑤点検及び整備管理体制について

運行管理体制、点検及び整備管理体制については、別添様式1-1を例とする添付書類により確認する。

⑥資金計画について

経営に係る資金計画については、別添様式4を例とする添付書類により確認する。

⑦法令遵守について

- ・(i) については、別添様式 4 を例とする添付書類により確認する。
- ・(iii) について
 - ア. 申請日前 6 ヶ月（悪質な違反については 1 年）の起算日は、その処分期間終了後とする。
 - イ. 業務を執行する役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすものを含むこととする。
 - ウ. 悪質な違反とは次のとおりとする。
 - a 違反事実若しくはこれを証するものを隠蔽し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
 - b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
 - c 事業の停止処分の場合。

⑧損害賠償能力について

損害賠償能力については、別添様式 4 を例とする添付書類により確認する。